

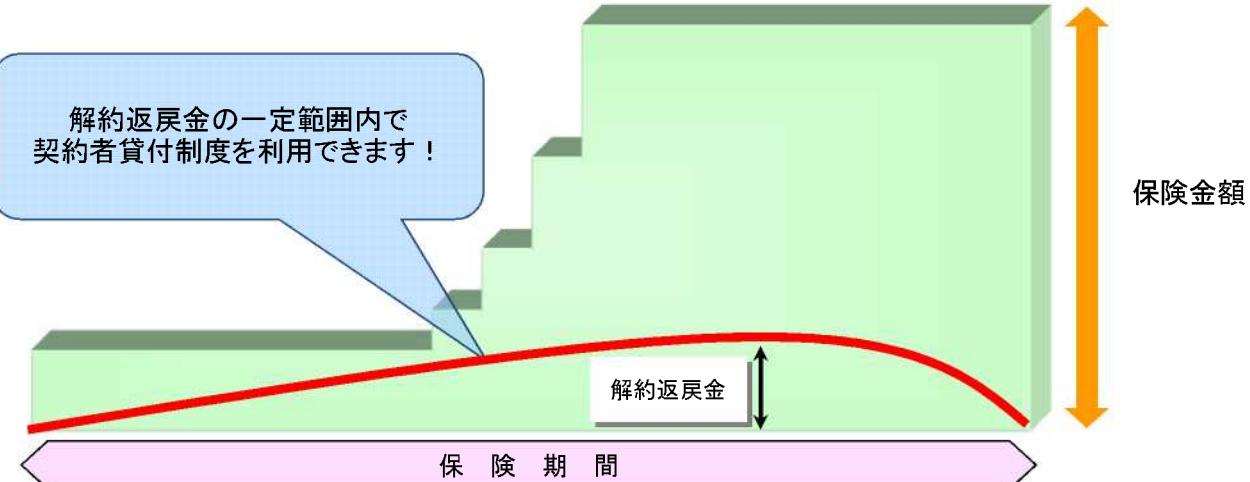
今回のテーマ

生命保険の契約者貸付制度について

<契約者貸付制度とは?>

- ・生命保険には、契約者が一時的にまとまった資金が必要になったとき、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けられる制度があります。
- ・一定の条件を満たせば、いつでも何回でも実行でき、返済もいつでも可能な制度です。

◆例えば遙増定期保険の場合(イメージ)



※図はイメージです。保険会社や商品により異なる場合があります。

◆解約返戻金は、契約時においては全くないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過に伴い、徐々に増加していきます。その後、保険期間が満期に近づくにつれ、次第に減少していき、満期時にはなくなります。また、解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料を下回ります。

◆貸付可能額や貸付利率、貸付可能な保険種類は保険会社により異なります。

ポイント

- 急に資金が必要になった場合に保険を解約すれば、資金は得られますが、大切な保障がなくなってしまいます。
- 解約した後に、再度、保険に加入したいと考えても、その時の年齢や健康状態によっては保険料が高くなったり、保険に加入できない場合があります。
- そんな時【契約者貸付制度】を利用すれば、保障を継続しながら資金をご用意できます。※ご不明点がございましたら、当事務所までお気軽におこえがけください。

※保険金支払時に契約者貸付金がある場合は、支払保険金と精算をされる場合があります。

担当:西丸保幸